No.134

2009 Jun. 6

KSKR

きずな THE KIZUNA

http://www.eonet.ne.jp/~asn/

奈良県自閉症協会
ニュース

発行人：
関西障害者定期刊行物協会
編集人：奈良県自閉症協会
支部長＆事務局：河村舟二
〒639-1005
大和郡山市矢田山町84-10
購読料1部　100円
会員は会費に含まれています。

一九九六年五月一日発行第三種郵便物承認　毎日発行

発達障害は精神障害なのか！

5月28日に開催された障害保健福祉関係主管課長会議の資料によると、障害者自立支援法の一部を改正する法律案の概要として、次の五つがあげられています。

①利用者負担の見直し　ー　利用者負担について、応能負担を原則に　ー　障害福祉サービスと補装具の利用者負担を合算し負担を軽減

②障害者の範囲及び障害程度区分の見直し　ー　発達障害が障害者自立支援法の対象となることを明確化　ー　障害程度区分の名称と定義の見直し（※障害程度区分そのものについても障害の多様な特性を踏まえて抜本的に見直し）

③相談支援の充実　ー　相談支援体制の強化（市町村に総合的な相談支援センターを設置、「自立支援協議会」を法律上位置付け）ー支給決定プロセスの見直し（サービス利用計画案を勘案）、サービス利用計画作成の対象者の大幅な拡大

④　障害児支援の強化　ー　児童福祉法を基本として身近な地域での支援を充実（障害種別等で分かれている施設の一元化、通所サービスの実施主体を都道府県から市町村へ　など）　ー　放課後型のデイサービス等の充実

⑤地域における自立した生活のための支援の充実　ー　グループホーム．ケアホーム利用の際の助成を創設　ー　重度の視覚障害者の移動を支援するサービスの創設（個別給付化）（その他）事業者の業務管理体制の整備、精神科救急医療体制の整備等施行期日‥1年6ヶ月を超えない範囲内において政令で定める日。（障害者の範囲は公布の日。障害程度区分、③、④は平成24年4月1日。）

この中で②の障害者及び障害程度区分に関する定義規定の見直しについては、自閉症などの発達障害が障害者自立支援法の対象となることが法の条文に明記されるということで、私たちのこれまでの切なる願いが実現することであり、大変素晴らしいことだとと思います。しかし、改正案の「定義」よくみると、発達障害者は精神障害の一部として含まれるものとされており、私たち日本自閉症協会が言ってきた、身体・知的・精神と更に発達障害という第四の障害の位置づけ要求とはかなり後退しています。精神障害と発達障害は障害特性において全く別の範疇と思いますがなぜ今回一緒にするのか不思議に思いました。

以下に、定義について改正案と現行を引用します。

〇改正案【定義】第四条　この法律において「障害者」とは、身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち十八歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五条に規定する精神障害者（発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）第二条第二項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。）のうち十八歳以上である者をいう。」

〇現行【定義】第四条「この法律において「障害者」とは、身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち十八歳以上である者及び

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五条に規定する精神障害者（知

的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。）のうち十八歳以上である者をいう。
また、この改正案では知的障害を伴うと自閉症の人たちが知的障害としての支援に振り分けられ、自閉症としての支援を受けられないと解釈される問題があります。日本自閉症協会は、当初から、知的障害をともなった自閉症も当然、発達障害者支援法の対象であるとの立場を取ってきましたが、「発達障害者支援法は知的障害を伴わない発達障害者を支援する法律である」との既存の障害者支援団体の意見があり、軽度発達障害などの言葉が使われ、特別支援教育の対象で誤解されたいきさつもあります。発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）第二条「（定義）では、この法律において「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。
二　この法律において「発達障害者」とは、発達障害を有するために日常生活又は社会生活に制限を受ける者をいい、「発達障害児」とは、発達障害者のうち十八歳未満のものをいう。
三　この法律において「発達支援」とは、発達障害者に対し、その心理機能の適正な発達を支援し、及び円滑な社会生活を促進するため行う発達障害の特性に対応した医療的、福祉的及び教育的援助をいう。

とあり、自閉症など発達障害は精神障害とはべつの「発達支援」がなされるのであり、今回の「発達障害が精神障害の一部として、位置づけられている」ことは何とも納得がいかないのですが皆様はどうお考えでしょうか。

（河村）

※ 障害保健福祉関係主管課長会議資料（平成２１年５月２８日開催）2009 年 5 月 28 日に開催された説明会の資料は（「ＷＡＭ　ＮＥＴ」で公開されています。是非ご覧ください
http://www.wam.go.jp/wamappl/bb15GS60.nsf/vAdmPBigcategory50/030B91287C90DED5492575C400176F0F?OpenDocument

■　掲載されている資料の名称は以下のとおりです。

議事次第
日程表
資料１障害者自立支援法等の一部を改正する法律案の概要
資料２経済危機対策を踏まえた平成２１年度補正予算の対応（案）
資料３－１障害者自立支援対策臨時特例交付金の概要（案）
資料３－２障害者自立支援対策臨時特例基金管理運営要領（案）
資料３－３障害者自立支援対策臨時特例交付金の市町村における
交付額の上限の設定方法について（案）
資料３－４障害者自立支援対策臨時特例交付金交付要綱（案）
資料３－５障害者自立支援対策臨時特例交付金による特別対策事業（案）
（21 年度補正分新規、20 年度補正分新規・拡充）
資料３－６障害者自立支援対策臨時特例交付金に基づく基金のスケジュール
資料３－７障害者自立支援対策臨時特例交付金の実施に係る事務の流れ（案）
資料３－８障害者自立支援対策臨時特例交付金に基づく基金の質問の受付について
資料４　福祉・介護人材の処遇改善助成金（仮称）支払い事務の概要について
資料５　福祉・介護人材確保分野における支援について
資料６　社会福祉施設等の耐震化等の整備について
平成２１年度社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金交付要綱（案）
（都道府）社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例（参考例）
住宅・建築物安全ストック形成事業（耐震関連抜粋）
地域活性化・公共投資臨時交付金の概要
地上デジタル放送の推進に係る受信機器購入等の支援について
地上デジタル放送を受信するための簡易なチューナーの無償給付などの支援について
資料７　心神喪失者等医療観察法指定医療機関の整備等について
資料８　「障害者自立支援法施行令及び児童福祉法施行令の一部を改正する政令（案）等について
その他　「地域自殺対策緊急強化基金（仮称）」の概要
その他　介護職員処遇改善交付金に係る処遇改善計画等について
その他　新体系サービスへの移行状況（速報値）
（平成 20 年 10 月 1 日及び平成 21 年 4 月 1 日現在）

自閉性スペクトラム障害の研究についての意識調査
〔企画書〕

☆調査の目的

自閉性スペクトラム障害の遺伝的な側面を探る研究が、今、世界規模で進行しています。現在、そして将来において、そのような研究が社会的に望ましいものであるためには、患者さん、あるいはご家族の皆様の視点を取り入れることが欠かせません。

私たちは、自閉性スペクトラム障害のお子さんを持つご両親が、自閉性スペクトラム障害の遺伝的側面の研究に対して抱いていらっしゃる期待や危惧、つまり、「解明してほしいこと」や「解明しないでほしいこと」を中心とした調査を行っています。

☆調査の方法

・１：１のインタビュー調査です。時間は、１時間～１時間半ほどです。いつでも終了することができます。

・調査は１回で終わります。

・調査中の会話を調査担当者が記録します。ただし、研究目的に関係しない情報を研究に使用することはありません。

・ご協力いただいた方には、調査終了後にお礼（1000 円）を差し上げます。

・交通費は、基本的には、京都大学にいらしていただいた場合に限り、実費をお支払いいたします。※　細かい点はご相談に応じます。

・インタビューにご協力いただいた方のお名前やご住所など、個人が特定できる情報
を、研究に使用することはありません。

調査に参加することで得られる利益・不利益

・利益：皆様の意見が研究者コミュニティに伝わることで、自閉性スペクトラム障害研究の倫理・社会的な側面に対する配慮が高まることが期待できます。

・不利益：特にありません。

調査結果について

・本調査の結果は、学術関連の会合における発表や学術論文の発行に使用いたします。

・希望される方には、調査全体が終了した後に、調査結果の要旨あるいは学術論文をお送りいたします。

☆連絡・問い合わせ先

京都大学大学院生命科学研究科　生命文化学分野
担当者　東島　仁（ひがしじま　じん）
電話　075-753-9244,
e-mail subiosoc@lif.kyoto-u.ac.jp

自閉性スペクトラム障害研究についての意識調査に協力していただけませんか？

自閉性スペクトラム障害の遺伝的な側面を探る研究が、今、世界規模で進行しています。現在、そして将来において、そのような研究が社会的に望ましいものであるためには、患者さんや、ご家族の皆様の視点を取り入れることが欠かせません。

私たちは、自閉性スペクトラム障害のお子さんを持つご両親が、自閉性スペクトラム障害の遺伝的側面の研究に対して抱いていらっしゃる期待や危惧、つまり、「解明してほしいこと」や「解明しないでほしいこと」を調査しています。

下の説明をごらんの上、ご協力いただける場合は、連絡先（下記）までご連絡ください。

・１：１の簡単なインタビュー調査（1 時間程度）です。調査は１回で終わります。

・ご協力いただいた方へのお礼は１０００円です。

・1 人以上の自閉性スペクトラム障害のお子さん［保健所、医療機関等において自閉性スペクトラム障害（自閉性障害、高機能自閉症、アスペルガー症候群、広範性発達障害を含む）と診断されていることが必要です］がいらっしゃる方なら、どなたでもご協力いただけます。

・場所は、原則として京都大学（京都市左京区）です。京都大学までいらしていただく場合の交通費は、事前に相談の上、実費をお支払いいたします。

・ご協力いただいた方のお名前やご住所など、個人が特定できる情報を使用することはありません。

☆連絡・問い合わせ先

京都大学大学院　生命科学研究科　生命文化学分野
担当者：　東島　仁（ひがしじま　じん）
電話　075-753-9244；
E-mail subiosoc@lif.kyoto-u.ac.jp

※ E-mail の場合は、タイトルに「自閉性スペクトラム意識調査について」と記入してください。

「自立のための自閉症児療育キャンプ」参加者募集

平成２１年度「自立のための自閉症児療育キャンプ」を子どもゆめ基金（独立行政法人国立青少年教育振興機構）の助成金の交付を受けて奈良県在住の自閉症児と保護者を対象に実施します。

☆実施期間：2009 年 7 月 26 日（日）～ 27 日（月）

☆実施場所：
大阪市舞洲障害者スポーツセンター「アミティ舞洲」
大阪市此花区北港白津２－１－４６

☆募集人数：１５家族（親子で 1 家族）

☆参加対象：7 月１２日（日）大和郡山社会福祉会館で行うプレキャンプに参加できる方
全日程親子で参加できる方（母子分離可能な方）

参加費：小学生　6,600 円　中学生以上大人　7,800 円

移動方法：貸し切バス

自家用車や電車で現地集合されてもかまいません。

申し込み問い合わせ：
光野　ＴＥＬ／ＦＡＸ　0742-71-4088
e-mail: nahi-kon@m3.kcn.ne.jp

締め切り：6 月 12 日（金）

☆日程：下記の予定ですが、変更になる場合もあります
（今回ボランティアはキャンプヘルパーと呼びます）

一日目 7/26（日）
10：30　近鉄八木駅発（貸し切バス）～近鉄奈良駅
12：00　アミティ舞洲到着
12：30　昼食
13：30　選択活動（プール・プレイルーム・散策）
16：30　オリエンテーリング
18：00　夕食
19：00　工作・音楽遊び
20：00　入浴
21：30　就寝

二日目 7/27（月）
7:00　起床　洗面　更衣
8:00　朝の会・体操
8:30　朝食
9:30　部屋の片付け　荷物移動 10:00　選択活動（プール・動作法・散策・サブアリーナ）
12:00　昼食
13:30　出発（貸し切バス）近鉄奈良駅～大和八木駅

〇定員を超える場合は主催者側で選考させていただきます。特定のご家族と一緒に参加を希望されましてもお約束は出来かねます。
〇途中のバスの停留所は、参加者により考慮します。
〇キャンプ実施 3 日前以降のキャンセルの場合、お食事代金はお返し出来ませんので、ご了承下さい。
〇ボランティアの確保が難しいので、兄弟の参加は出来ません。

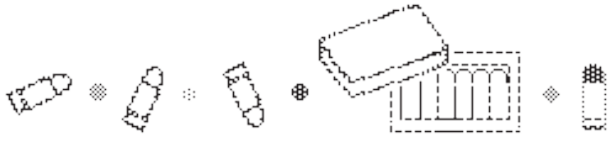

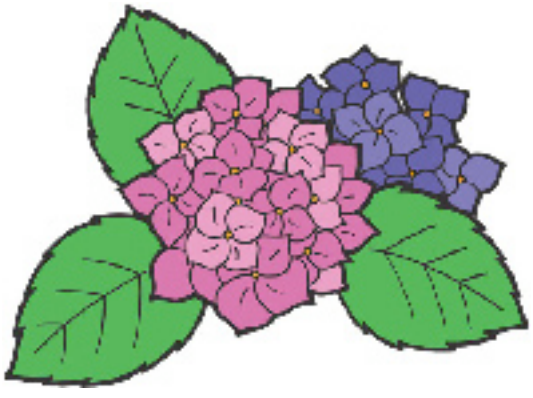

募集「自立のための自閉症児療育キャンプ」のキャンプヘルパー募集

奈良県自閉症協会では、子どもゆめ基金（独立行政法人国立青少年教育振興機構）の助成金の交付を受けて平成２１年度「自立のための自閉症児療育キャンプ」を実施いたします。キャンプのお手伝いをしてくださるキャンプヘルパーを募集いたします。

実施期間：2009 年 7 月 26 日（日）～ 27 日（月）

実施場所：大阪市舞洲障害者スポーツセンター「アミティ舞洲」大阪市此花区北港白津２－１－４６

費　　用：無料（傷害保険についても当支部で負担いたします。）

交通手段：近鉄八木駅・近鉄奈良駅より、貸し切バスで往復します。（自家用車や電車を使って現地集合されてもかまいません。）

☆本キャンプの活動の特色：

本キャンプは、参加する子供の自然体験の場であるとともに、自閉症の障害特性を実践的に学びあう場とする。専門家の指導の下、自閉症に特化した療育法、構造化した環境整備の実際を体験する。このキャンプの参加者が、活動を通じて自閉症児者の社会的自立と社会参加のための支援環境作りのあり方を考え、自閉症の理解を深めることを目的とする。

日程（予定）一日目 7/26（日）

10：30　近鉄八木駅～近鉄奈良駅～（貸し切バス）

12：00「アミティ」舞洲

12：30　昼食

13：30　選択活動（プール・サブアリーナ・散策）

16：30　オリエンテーリング

18：00 夕食

19：00　工作・音楽遊び

20：00　入浴

21：30　就寝

二日目 7/27（月）7:00　起床　洗面　更衣

8:00　朝の会　体操

8:30　朝食

9:30　部屋の片付け　荷物移動

10:00　選択活動（プール・動作法・散策・サブアリーナ）

12:00　昼食 13:30　出発（貸し切バス）近鉄奈良駅～近鉄八木駅

申し込み問い合わせ：光野　節美　TEL/FAX：0742-71-4088　e-mail：nahi-kon@m3.kcn.ne.jp

締め切り：６月１５日　多くのご参加をお待ちしております。　７月１２日（日）大和郡山社会福祉会館で行うプレキャンプにも、ご参加をお願いいたします。

発行人：関西障害者定期刊行物協会
住　所：〒５３６－００２３
大阪市城東区東中浜２－１０－１３緑橋グリーンハイツ１Ｆ
編集人：河村　舟二
定　価：１００円

一九九六年五月一日発行第三種郵便物承認　毎日発行